

第 1 回 議 会 議 員 の 定 数 、 任 期 等 に 関 す る 小 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日 (土) 午 後 0 時 4 4 分 ~ 午 後 1 時 0 2 分

会 場 平 田 町 役 場 大 会 議 室

出席者

・ 委員 長

阿 部 與 士 男

・ 委員

佐 藤 弘 石 川 憲 雄 長 谷 川 裕 新 館 俊 雄 齊 藤 康 広

小 松 原 俊 佐 藤 忠 智 山 川 源 吉 伊 藤 一 哉 小 野 實

小 林 隆 逸 小 松 隆 二

(欠 席 委 員 伊 藤 善 市)

・ 事 務 局 職 員

五 十 嵐 龍 一 大 滝 太 一 永 田 斉 後 藤 重 明 遠 藤 裕 一

土 井 義 孝 齋 藤 徹 長 尾 和 浩 松 永 隆

議 事 日 程

1 開 会

2 正 副 委 員 長 の 選 出

3 委 員 長 あ い さ つ

4 協 議

(1) 協 議 第 7 号 協 定 項 目 6 議 会 の 議 員 の 定 数 及 び 任 期 の 取 扱 い に つ い て

5 そ の 他

6 閉 会

開会 午後 0時44分

事務局長（五十嵐龍一） 先ほど申し上げました時刻より15分ほど早い形になっていますが、委員の皆さん全員おそろいでございますので、議会議員の定数、任期等に関する小委員会を開会させていただきたいと思えます。

きょうご協議をいただく案件は、協議第7号 協定項目6、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて1件でございます。

正副委員長の選出

事務局長（五十嵐龍一） 会議に先立ちまして、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

さきの協議会におきましては、酒田市の阿部議長さんが委員長でございました。副委員長が遊佐町の佐藤義範委員でございますが、遊佐町の委員さんはいらっしゃらなくなったわけでございます。まず互選の方法について委員の皆さんのご意見を、委員長の件についてから先に皆さんのご意見をいただきたいと思います。

〔「推薦でやりましょう」と発言する者あり〕

事務局長（五十嵐龍一） 方法についてご意見いただければと思うんですが、推薦も含めてお願いしたいと思います。

〔「推薦の方法でいいでしょう」と発言する者あり〕

事務局長（五十嵐龍一） はい、結構です。

委員（小松原 俊） 推薦ということで、もしよろしかったら。委員の中の推薦ということで、前委員長、阿部與士男委員の方から委員長をしていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「賛成」と発言する者あり〕

事務局長（五十嵐龍一） 事務局の方で委員長の選任進めさせていただいておりますが、委員の皆さん全員ご異議ないようですので、大変ご苦労いただきますが、酒田市の阿部委員の方から委員長をご担当いただきたいと思いますというふうに思えます。

委員長の方から、副委員長の互選についてお諮りをいただきたいと思います。

委員長（阿部與士男） それでは、どうもご苦労さまでございます。

ただいまご推挙いただきまして、前回という形でいいのか、引き続き委員長をやれというご指名いただきました。大役でございますけれども、皆様のご協力をいただきながら、粛々と全うしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、副委員長の互選を行いたいと思います。

選任の方法についてお諮りを申し上げます。

皆さんからご意見いただければ、指名などによって推挙していただければというふうに思います。特別次第書きも用意しておりませんので、もし特別に意見がなければ委員長の方から、委員長において指名することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（阿部與士男） 僭越でございますけれども、平田町の小林隆逸委員を副委員長に指名を申し上げたいというふうに思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（阿部與士男） ありがとうございます。

それでは、平田町の3号委員、小林隆逸委員にお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

事務局長（五十嵐龍一） ありがとうございます。正副委員長さん、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、小委員会の規定の定めによりまして、委員長から会議の進行をお願いしたいと思います。

協議第7号 協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

委員長（阿部與士男） それでは、正副委員長の決定をされましたので、早速協議に入らせていただきます。

ただいま事務局の方から話がありましたように、会議の議長は委員長が務めるということになっておりますので、ただいまより協議に移らせていただきます。

私どもの議会議員の定数、任期等に関する特定事案事項の関係の委員会は、先ほどの本会議において、協議第7号 協定項目6、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを付託を受けましたので、上程の上、議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（五十嵐龍一） それでは、付託されました協議第7号について説明を申し上げます。

最初に資料、簡単なもの、経過資料つけておりますので、そこをごらんいただきたいと思っております。

北部地域合併協議会におきましては、平成15年6月30日、第1回の会合を持たれたわけですが、以降16年、本年3月20日まで7回の小委員会における協議をいただいたところがございます。この中では数々の資料をご提出申し上げながら精査をいただいたわけですが、簡単に記載をしておりますけれども、一つにはご検討いただいた内容でございますが、合併特例法などに定める定数特例、在任特例の内容です。それから、当時の1市4町の定数、報酬等の現況についてといったことの精査をいただいております。

それから、9月30日のところに記載しておりますが、さきの昭和の大合併と言われた時代の議員の身分の取り扱いについてもご調査をいただいております。あわせて在任特例を適用した先進事例、それから合併後の報酬がどのようなであったかといったことについて資料を提出を申し上げ、ご検討をいただいたということでございます。

10月31日、第4回開かれておりますが、これは委員の方からのご提起がございまして、山形、島根、鳥取の県会議員、それから市会議員、報酬の水準等について資料をご提出申し上げております。それから、特例を適用したとした場合の財政の状況等についてのご精査をいただいたということでございます。

それから、11月23日、第5回におきましては、特例法に定める地域審議会等の取り扱いについて、いろいろなご意見をいただいたというところでございます。

こういう経過を経て、本年3月20日、第7回会合において調整方針の決定をいただいたということでございます。

ここでご決定をいただいた内容が本日議案の内容となるわけですが、当初この件について小委員会で議論をいただく段階では、白紙でご議論をいただいたということでございます。今回ご提案申し上げますのは、この小委員会におきまして結論をいただきました内容を踏まえまして、調整方針の提案とさせていただくものでございます。

読み上げます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。

- (1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、新市の設置の日から50日以内に選挙を行う。

(2) 議会議員の選挙区については、全市域で1選挙区とする。

(3) 地方自治法第91条第7項の規定に基づき、協議で定める議会議員の定数は、34人とする。

こういった調整方針で今回改めて提案を申し上げるものでございますので、どうぞ本小委員会においてご精査くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

委員長(阿部與士男) ありがとうございます。

ただいま事務局長の方から説明ありましたように、既に私ども7回の過去のいろいろな経過を踏まえまして、鋭意検討あるいは議論を重ねて、あるいは研究調査を重ねてまいりまして、平成16年3月20日に一定の意見集約をしたと、こういう歴史の上に立って、ただいま案として、議会議員の定数及び任期の取扱いについては設置選挙とする。いわゆる法律第6条、7条の特例は適用しない設置選挙とすると。二つ目としては、選挙区は全市1区とする。定数については法定定数どおり34名とする。この三つについて、今案を皆さんにお示し申し上げたところでありますので、いろいろ考え方もあると思いますけれども、ただいまのような考え方についてのご意見をいただきたいというふうに思います。

特に議会の議員の身分に関する事項でもございますので、各町より発言をいただければ大変ありがたいというふうに思いますので、最初に平田町の方からお願いします。

小松原委員。起立の上お願いします。

委員(小松原 俊) それでは、平田町議会を代表して意見を述べさせていただきます。

今、事務局から提案ありましたように、この件につきましては前回の合併協議会の中でも大分もんできたものでありますので、白紙ではないということですので、これで私は上程の内容でよろしいかと思えます。

以上です。

委員長(阿部與士男) ありがとうございます。

それでは、続きまして松山町お願いいたします。

新館委員。

委員(新館俊雄) 今提案されております件につきましては、いろいろな面で協議をし、原案のとおり決定をした経過がありますので、私どもの町でもこのままでいいのではないのかなと、そんなふうに思いますので、報告をいたします。

委員長(阿部與士男) ありがとうございます。

続きまして、八幡町議会お願いいたします。

石川委員。

委員（石川憲雄） 八幡町も同じ考えでございます。原案のとおり賛成したいと思います。

委員長（阿部與士男） ありがとうございます。

最後でありますけれども、酒田市議会を代表いたしまして、佐藤委員お願いいたします。

委員（佐藤 弘） 特別委員会で、このことについては私どもまだ議論はしていません。きょうのこの付議をされましたことについては、一定の協議をなされてここまで進んだものと、こういうふうに私ども理解をいたします。今回の提案については、それを了といたしたいと思います。

委員長（阿部與士男） ありがとうございます。

それでは、住民代表という形の中でご意見をいただければありがたい。特別指名いたしませんので、どなたかご発言をいただければありがたいと思います。

副委員長ですか、小林委員。

委員（小林隆逸） 委員長から指名されましたので、結論を先に申し上げれば、ただいまそれぞれの議会を代表する議長の皆様からこの定数でよろしいと、そういうご意見をいただいておりますので、私もそれでよいだろうと思います。

ただ、格別に私、今指定されたので、余分なことを申せということだろうと思うので一言申し上げますけれども、本来なれば、この議員の定数34というのは非常に幅のある人口の構成に該当されているものであると。例えば20万から幾らということではないかなと。そういう意味からしますと、10万、12万ぐらいになりますか、まだまだ両方に幅があるというふうに思います。過去の合併の経過というものも考え現在まで進んできた、そのことにかかわる各市町の考え方も非常に微妙であったというふうに思っております。しかし、結果はそれぞれ今ご意見あったとおりで、34名に落ち着いたものでありますが、もう少し厳しく申し上げますと、遊佐町が離脱をした分だけ本来は定数を削減するという、そういう心情もなくはないのではないかと、こういう一般的な空気というのも察知されるものがございます。

しかし、私もこの審議にかかわって、ずっと7回ほどいろいろな意味で皆さんのご意見を伺っております関係から、私はむしろ酒田市を除いた他の3町の立場から申し上げますと、いつまでも34名という固定した議員の数ではないわけでありましてけれども、ある一定スパンこのような数が、ある意味では増えるといえますか、逆な話でありますけれども、酒田市ほか他の3町にとっては、議員の選挙におけるある意味での確保の道が容易に開けてくる可能

性があるのではないかと。これはもう小選挙区でないので、そんなことは申し上げられませんが、そういう意味で私は当面こういう難しい合併を進めていく初期の課題として、こういうことがいいのではないかと。遊佐町が離脱したから数を減らすというふうに、単純に考えない方がよいのではないかと。そういう視点から、この34名というものをよいというふうに考えます。余分な話であります。

委員長（阿部與士男） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

小松委員。

委員（小松隆二） これまで十分議論して検討した結果、特例なしという、どこにも負けない立派な案と思いますので、原案に賛成いたします。

委員長（阿部與士男） ありがとうございます。

その他いろいろご意見もあろうかと思えますけれども、ただいま各議会の代表の発言は集約されますし、また今、小林委員の方からも一定の示唆がありました。この関係については議事録にとどめておくわけではありますが、大方集約といたしましては、原案のとおり設置選挙とする、選挙区は1選挙区とする、そして法定定数34名とすると。この三つの案について確認をいたしましたのでありますので、このように進めさせていただきたいと思いますが、異議はございませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（阿部與士男） 異議がないようでございますので、協議会には報告をさせていただきますが、報告の内容につきましては委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（阿部與士男） ありがとうございます。

付託されました案件はすべて、1件でありますので議了いたしました。

これをもちまして、議会議員の定数、任期等に関する小委員会の会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 1時02分